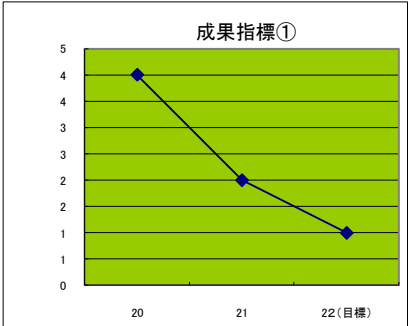
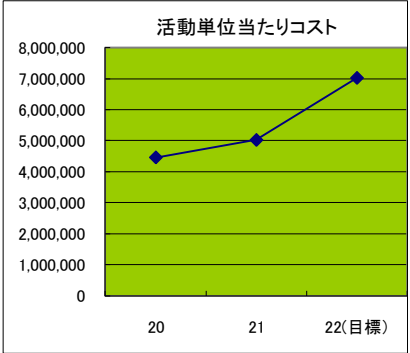


事務事業名	施設・作業所運営補助事業		予 算 科 目	会計	1	一 般 会 計
				款	3	民生費
				項	1	社会福祉費
				目	2	社会福祉事業費
				事業	3	障害者（児）福祉
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち			
	施策(節)	4	障害者福祉			
	施策の方向	(2)	地域での自立した生活支援の充実			
関連する計画等				作成部署	保健福祉部福祉支援課	
事業の目的	対象（誰を・何を）			連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1211	
	小規模通所授産施設又は小規模作業所を運営する法人・団体等					
	意図（どういう状態にしたいのか）					
事業の内容	当該施設の運営の安定を図ることで、障害者の日中活動の場を確保し、生活指導や作業指導を行い、障害者の社会参加を促進する。					
	小規模通所授産施設又は小規模作業所を運営する社会福祉法人・団体等に対し、運営費を補助するもの。補助額は、国基準に基づき、施設の種別及び利用人数等に応じて決定する。					
根拠法令等		羽曳野市小規模通所授産施設運営事業補助金交付要綱、羽曳野市簡易心身障害者通所授産事業運営補助				
事業開始時期	☐ 昭和 年開始		☒ 明確にはわからない		終了年度	平成 年度
	☐ 平成		☐ 市制施行（昭和34年）以前より行っている			
事業開始時からの状況変化	障害者自立支援法の施行により、同法に基づく施設への移行が進んだことから、平成21年度からは補助対象施設では小規模福祉作業所で1か所のみ。また藤井寺市所在の小規模通所授産施設1か所に対して覚書より負担金（320万円）を負担。					
市民や議会の要望						
実施手法	☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☒ 補助金・助成金 ☐ その他（ ）					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称（ ）		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		20年度	21年度	22年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		17,250	9,600	6,500
人件費【2】 (千円)		600	450	525
職員数	正規職員	0.08 人	0.06 人	0.07 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費（【1】＋【2】）【A】 (千円)		17,850	10,050	7,025
財源内訳	国費 (千円)	0	0	0
	府費 (千円)	7,282	3,250	3,250
	市債 (千円)	0	0	0
	その他 (手数料・使用料等) (千円)	0	0	0
	一般財源 (千円)	10,568	6,800	3,775
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		20年度	21年度	22年度(目標)
① 施設数	箇所	4	2	1
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		4,462,500 円	5,025,000 円	7,025,000 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		149 円	85 円	59 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成20年度		平成21年度		平成22年度
	①	(式)	箇所	要綱により適正に補助が行われている施設数	目標	4	2	達成率(%)	1
					実績	4	2	100.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	障害者の日中活動の場の確保が必要である。

	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
分析・評価	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	障害者の日中活動の場の確保に有効な事業である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	補助金は運営費の一部であり、運営主体も相応の負担をしている。現状の補助水準を引き下げると、施設の運営に支障をきたす恐れがある。
		受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	障害者の社会参加の促進に有効な事業である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	要綱に基づき適正に補助がなされた。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価										
	☐ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☒ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了										
	評価の理由										
	障害者自立支援法の施行により事業所移行が進んでおり、本事業の使命は縮小しつつある。ただし、障害者自立支援法の廃止の動向に傾注しながら市内1か所の小規模福祉作業所代表者と今後の施設移行について協議する必要がある。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 平成23年度末までに障害者自立支援法上の施設への移行を促進するものの、今後の障害者自立支援法の廃止の動向を踏まえながら施設代表者との協議を進める。										
行革本部評価	総合評価						評価理由・意見				
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☒ 方法改善 ☒ 民営化・民間委託 ☒ 縮小 ☒ 廃止・休止 ☒ 完了										